

プライベートジェット等を利用して 出国する際の国際観光旅客税の納付について

1 プライベートジェット等で本邦から出国する際の国際観光旅客税

国際旅客運送事業者である航空会社等を利用せずに本邦から出国する場合には、本邦からの出国のため航空機等に搭乗する時までに、納税地を所轄する税関へ「国際観光旅客税」を納付しなければなりません。（国際観光旅客税法第18条）

2 プライベートジェット等で本邦から出国する際の納付方法

プライベートジェット等についてハンドリング事業者や代理店等に各種手続きを委託している場合には、ハンドリング事業者等が国際観光旅客税を取りまとめて納付することとなります。納付の際には、国際観光旅客をとりまとめた国際観光旅客氏名表又は旅客氏名表に必要事項を追記したものの提出が求められます。

なお、ハンドリング事業者等を介さずに旅客が自ら入出港に係る各種手続きを行っている場合には直接税関へ納付することとなります。

(1) 窓口納付

税関の窓口において払い出される納付書により、国際観光旅客税を税関の窓口、銀行の窓口又は郵便局の貯金窓口に納付して下さい。

(2) マルチペイメント

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）にて、国際観光旅客氏名表等の提出及び国際観光旅客税に関する情報を登録することにより、通知される納付番号に基づき、マルチペイメントネットワーク（MPN）に対応した銀行等のATM又はインターネットバンキング等で国際観光旅客税を電子納付することができます。

各納付方法の主なフローについては次項を参照ください。

3 プライベートジェット等で本邦から出国する際の納税地

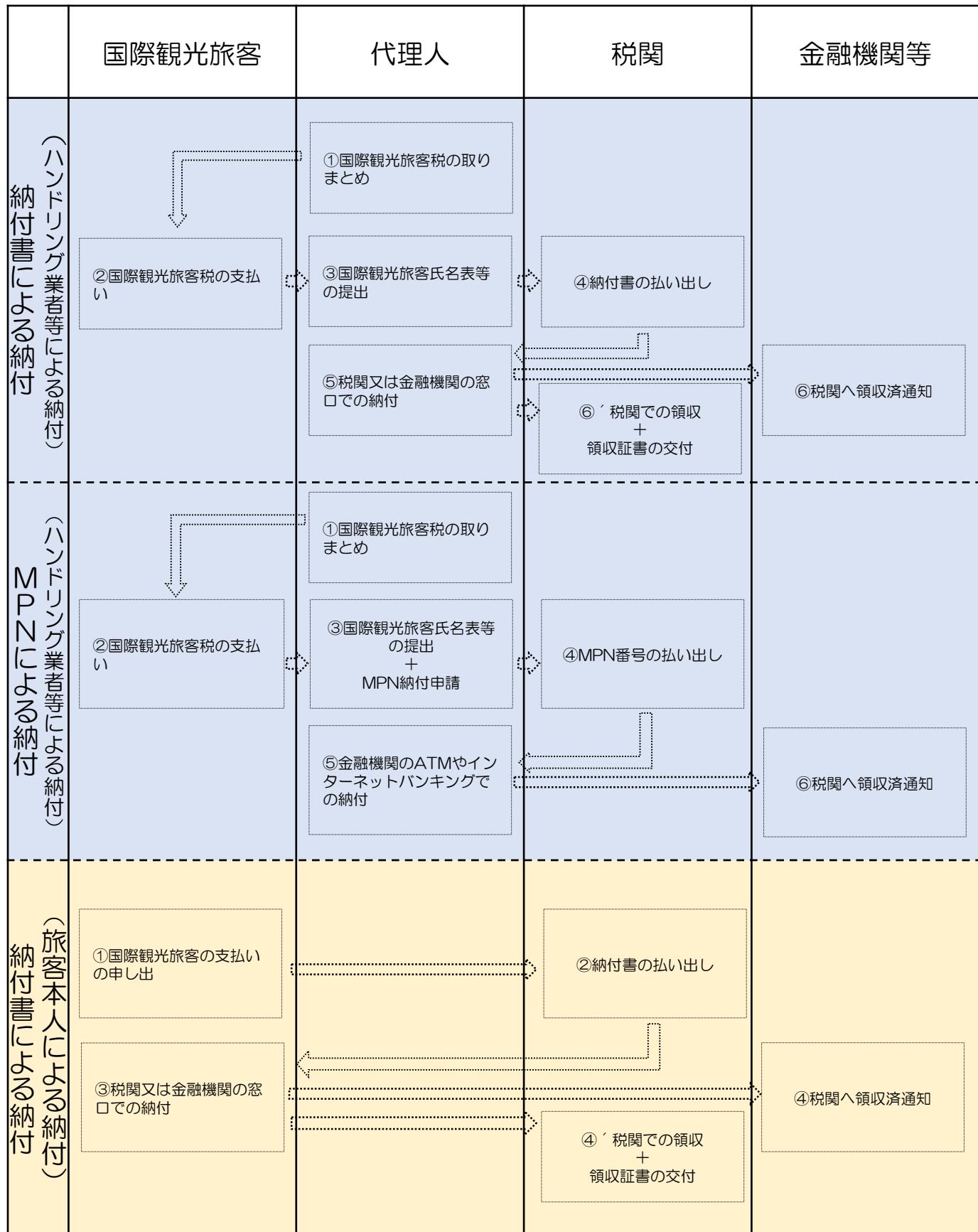
国際旅客運送事業者である航空会社等を利用せずに本邦から出国する場合の「国際観光旅客税」の納税地については、本邦から出国する出入国港の所在地となります。なお、税関長へ申出を行い税関長の指定を受けた場合は、その場所が納税地となります。（国際観光旅客税法第14条）

《プライベートジェット等で本邦から出国する際の「国際観光旅客税」に関するお問合せ先》

- 最寄りもしくは納税地を所轄する税関にご連絡ください。税関の連絡先は税関ホームページ（www.customs.go.jp）でご案内しています。

「国際観光旅客税」についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されている「国際観光旅客税に関するQ&A」をご覧ください。

国際観光旅客税の主な納付フローイメージ(国際観光旅客等)法第18条



(案)

國 際 觀 光 旅 客 氏 名 表

平成 年 月 日

あ て 先

出 國 地 _____ 出 國 日 _____

(注) 1. この国際観光旅客氏名表は、旅客名簿（C-2050）又は旅客氏名表（C-2055）に非課税等の理由を追記したものに替えることができます。

2. 「非課税等の理由」については、該当する以下の番号を記入ください。

「1」…旅客が国際観光旅客等でないとき

旅客が国際観光旅客税法第六条各号に掲げる者であるとき

「2」…天候その他やむを得ない理由による寄港

「3」…本邦から出国する日における年齢が2歳未満の者

「4」…旅客がその本邦からの出国につき他の法律の規定により国際観光旅客税を免除される者であるとき

「5」…出国時に国際旅客運送事業者の運航する船舶等にて出国する者

(規格 A 4)